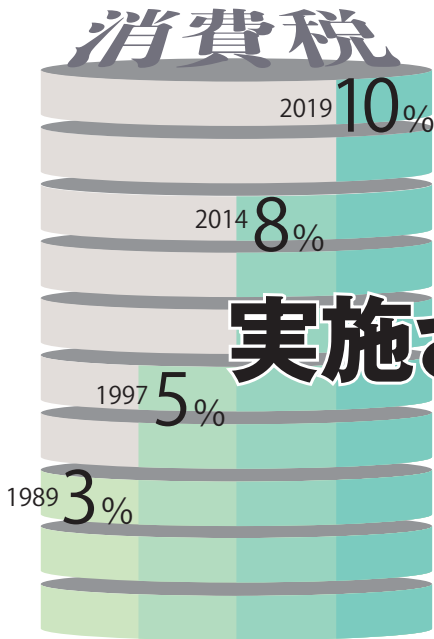


消費税率10%への 引上げに併せて 実施される経済支援策とは？



今回の質問

2019年10月に消費税率が引き上げられましたが、私たちの生活にどのような影響があるのでしょうか？

2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。前回（2014年4月）、税率が5%から8%に引き上げられた際には、税率引上げ前の駆け込み需要の反動などで消費が落ち込んだといわれています。そういった状況を回避するため、今回政府はさまざまな経済支援策を用意しています。そこで、その支援策の内容や私たちの生活への影響について、詳しく解説していきます。

※情報は9月10日現在。各支援策の詳細は所管官庁やお住まいの市区町村にお問い合わせください。

監修／株式会社大和総研 経済調査部
日本経済調査課長
シニアエコノミスト
神田慶司

【図表1】消費税率の引上げに伴う家計向けの主な経済支援策

	対象者	実施期間						
		2019年	2020年				2021年～	
		10月	3月	6月	9月	12月	3月	
プレミアム付商品券の発行・販売	低所得者 子育て世帯	→						
自動車税の税率引下げ	税率引上げ後の 購入者	→ 恒久措置						
環境性能割の導入・税率軽減		→						
住宅ローン減税の減税期間延長		→						
すまい給付金の拡充		→ 2021年末まで						
次世代住宅ポイント付与※1	省エネ・耐震化などのリフォーム・住宅取得者	→						
キャッシュレス決済時のポイント還元	キャッシュレス決済利用者	→						
マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント付与※2	マイナンバーカード保有者	2020年夏～秋ごろ ⇓						

※1 ポイント交換期間は2019年10月1日～2020年6月末

※2 制度設計は今後検討

(出所) 財務省資料および報道などより監修者作成

消費税率引上げに伴い 2兆円規模の経済対策を実施

皆さんご存知のように、2019年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられました。2014年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際には、主に自動車と住宅の駆け込み需要とその反動減が見られました。さらに、個人消費全体も落ち込み、小売業や

関連業界が少なからぬ影響を受けました。今回は、こうした景気の落ち込みを回避するため、政府は2019年度中に、予算総額2兆円規模（自動車・住宅関連減税を含まず）の経済対策を用意しています。一部の対策は2020年4月以降も実施されるため、実際の総額は2兆円を大きく超える規模となります。

【図表1】は、「プレミアム付商品券の発行・販売」、「減税を中心とした自動車と

住宅の購入支援」、「キャッシュレス決済時のポイント還元」、「マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント付与」など、家計向けの主な経済支援策についてまとめました。

また、低所得者への配慮の観点から、「軽減税率制度」が導入されました。さらに、すでに決まっていた社会保障の充実策には、幼児教育無償化、高等教育無償化、年金生活者支援給付金などもあります。

今回は、私たちの生活にとくに関連性が高いと考えられる経済支援策について解説していきます。

プレミアム付商品券が2万円で購入可能

プレミアム付商品券として、①低所得者（住民税非課税者）または②3歳未満の子どもがいる子育て世帯を対象に、1人当たり最大2万5000円分の商品券が2万円で発行されます。つまり、最大5000円分が購入額に上乗せされるということとなります。

例えば、①低所得者の場合、対象者1人につき購入限度額は2万円となりますので、夫婦と子ども1人の住民税非課税世帯の場合、2万円×3人＝6万円の購入が可能で、実際には7万5000円が利用できることとなります。なお、住民税非課税者であっても、課税者と一緒に生活をしている配偶者や扶養家族、生活保護などを受けている人は対象になりませ

ん。②子育て世帯の場合、対象者1人につき購入限度額が2万円という点は低所得者と同じです。所得制限はありませんが、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子どもがいる場合に限り対象となる点には注意が必要です。

購入方法については、①低所得者の場合、自治体から6～7月頃に郵送された「商品券購入引換券交付申請書（以下、申請書）」に必要事項を記入して返送すると、「引換券」が送付されます。その引換券を所定の商品券販売窓口で持参すると、商品券を購入することができます。②子育て世帯の場合は、申請書を出さなくても自動的に引換券が送付されます。

商品券は各市区町村が発行し、2019年10月から2020年3月までの半年間使用できます（2019年1月1日時点で住民票がある人が対象）。購入は現金のみで、発行した自治体内の小売・飲食・サービス・医療機関・保険薬局・介護事業所などで使用できます。詳細は自治体のWEBサイトなどで確認しましょう。

自動車税の税率引下げ 環境性能割の導入

前回の消費税率引上げ時にとくに駆け込み需要が大きかったのが、自動車と住宅の購入で、その分、反動減も大きくなりました。今回はその影響を平準化するため、自動車や住宅の購入に対して、財

政支援が実施されています。

自動車の購入時と保有時にそれぞれ課せられる税金が、大きく見直されました。まず、毎年納める自動車税は、「自動車税（種別割）」と名称が変更され、税率が引下げとなりました。排気量ごと（10段階）に引下げ幅は異なり、最大4500円の負担減となります【図表2】。

対象は、2019年10月1日以降に購入した自動車のため、それ以前から保有していた自動車の税率は変更されません。また、購入時にかかっていた自動車取得税は廃止となり、新たに普通自動車・軽自動車を対象に、「環境性能割」が導入されました。これは、自動車の燃費性能などに応じて、家用の登録車に取得価格の0～3%、営業用の登録車および軽自動車（中古を含む）には取得価格の0～2%の税金を課すものです【図表3】。

【図表2】 自家用の乗用車（登録車）の自動車税（種別割）

排気量	引下げ後の税額（引下げ額）
1,000cc以下	25,000円（▲4,500円）
1,000cc超1,500cc以下	30,500円（▲4,000円）
1,500cc超2,000cc以下	36,000円（▲3,500円）
2,000cc超2,500cc以下	43,500円（▲1,500円）
2,500cc超3,000cc以下	50,000円（▲1,000円）
3,000cc超3,500cc以下	57,000円（▲1,000円）
3,500cc超4,000cc以下	65,500円（▲1,000円）
4,000cc超4,500cc以下	75,500円（▲1,000円）
4,500cc超6,000cc以下	87,000円（▲1,000円）
6,000cc超	110,000円（▲1,000円）

※対象は2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車（出所）総務省・地方税共同機構「自動車の税金 税制改正ガイド」を基に監修者作成

【図表3】 環境性能割の課税額の計算方法（自家用の乗用車の場合）

自動車取得価格	税率		燃費基準値達成度など
	登録車	軽自動車	
×	非課税	非課税	電気自動車など*1
	1.0%	1.0%	★★★★*2かつ2020年度燃費基準+20%達成車
	2.0%	1.0%	★★★★*2かつ2020年度燃費基準+10%達成車
	3.0%	2.0%	★★★★*2かつ2020年度燃費基準達成車 上記以外

*1 登録車の場合は電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（2018年排出ガス規制適合（3.5t以下の自動車）または2009年排出ガス規制からNOx（窒素酸化物）10%低減達成）、プラグインハイブリッド車およびクリーンディーゼル車（2018年排出ガス規制適合または2009年排出ガス規制適合）。軽自動車の場合は電気軽自動車および天然ガス軽自動車（2018年排出ガス規制適合または2009年排出ガス規制からNOx10%低減達成）。

*2 2018年排出ガス基準50%低減達成車または2005年排出ガス基準75%以上低減達成車。

（出所）総務省・地方税共同機構「自動車の税金 税制改正ガイド」を基に監修者作成

この「環境性能割」は2019年10月1日から2020年9月30日までの間に購入する場合、さらに税率1%分が軽減されます。

例えば、電気自動車など（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車）と、とくに燃費のよい車種（★★★★*2かつ2020年度燃費基準+20%達成車）は非課税となります。

住宅ローン減税期間が3年延長 すまい給付金の拡充

住宅購入の支援策のうち、今回の目玉として導入されたのが、住宅ローン減税の期間延長です。現行では住宅購入後10年間、年末の借入残高の1%（年最大40万円）が所得税などから控除されますが、支援策では控除期間が13年に延長されることになりました。延長される11

13年目は、「年末残高の1%」、「建物の取得価格の2%を3等分した額」の、いずれか少ない金額の方が控除されます

【図表4】

住宅ローン減税は、支払っている所得税などから控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなります。そういった収入層の負担軽減に配慮して、前回の消費税率引上げ時に導入された「すまい給付金」も2019年

【図表4】住宅ローン減税制度の概要

居住開始時期	2014年4月～2021年12月	
控除期間	10年間	2019年10月～2020年12月*1 13年間
控除率	1%	
最大控除額	400万円 (=4,000万円*2%×1%×10年)	[1～10年目] 400万円 (=4,000万円*2%×1%×10年) [11～13年目] 以下の①②のうち、いずれか少ない方の金額が控除。 ①住宅ローン残高または住宅の取得対価（上限4,000万円*2）のうちいずれか少ない方の金額の1% ②建物の取得価格（上限4,000万円*2）の2%÷3
住民税からの控除上限額	13.65万円/年（前年度課税所得×7%）	
主な要件	①床面積が50㎡以上 ②借入金の償還期間が10年以上 など	

*1 住宅引渡しが2019年9月以前のもは適用されない。

*2 新築・未使用の長期優良住宅、低炭素住宅の場合は5,000万円。

（出所）国土交通省「住宅ローン制度の概要」を基に監修者作成

【図表5】すまい給付金の拡充

（従来）

収入額の目安 *1	給付基礎額 *2
425万円以下	30万円
425万円超475万円以下	20万円
475万円超510万円以下	10万円

（2019年10月以降）

収入額の目安 *1	給付基礎額 *2
450万円以下	50万円
450万円超525万円以下	40万円
525万円超600万円以下	30万円
600万円超675万円以下	20万円
675万円超775万円以下	10万円

*1 夫婦（妻は収入なし）および中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安。

*2 実際の給付額は、給付基礎額に持分割合をかけたものとなる。

（出所）国土交通省「消費税率の引上げに対応した住宅関連税制とすまい給付金」を基に監修者作成

10月から拡充されました【図表5】。具体的には、給付対象者（住宅ローン利用時）の年収目安の上限が510万円から775万円に、給付額の上限が30万円から50万円に引き上げられました。この制度は2021年12月末までに引き渡され、入居の完了した住宅が対象となります。給付金がいくら受け取れるかの目安は、国土交通省のすまい給付金のWEBサイトに「すまい給付金シミュレーション」(http://sunai-kyufu.jp/simulation/) で確認するとよいでしょう。

住宅ローン減税の期間延長やすまい給付金の拡充に加え、新たな制度として設けられたのが「次世代住宅ポイント制度」です。この制度では、消費税率10%が適用される新築やリフォーム住宅のうち、省エネ性、耐震性、バリアフリー性能など一定の性能を保有する、あるいは家事負担軽減に役立つ設備を設置するといった場合に、新築では最大35万円相当、リフォームでは最大30万円相当のポイントが付与されます。対象となる住宅は、注文住宅（持ち家）、リフォームの場合、2019年4月1日から2020年3月31日までに請負契約・着工したもの（引渡しは2019年10月以降）。分譲住宅（持ち家）の場合、2018年12月21日から2020年3月31日までに請負契約・着工し、かつ売買契約を締結

したもの（引渡しは2019年10月以降）となります。

原則、工事完了後に事務局に申請書類を提出し、ポイント発行申請を行います。ポイント発行申請は2019年6月から、ポイントの商品交換申請の受付は2019年10月から開始されています。

誰もが恩恵を受けられるポイント還元策

今回の経済支援策のなかでも、誰もが恩恵を受けられる可能性があるのが、キャッシュレス決済時のポイント還元（以下、ポイント還元策）です。

ポイント還元策は、中小規模の小売店（サービス業者・飲食店などを含む）でキャッシュレス決済をした消費者に対してポイント還元し、その費用を国が負担するというものです。対象となるのは、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード、モバイルなど、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段です。

実施期間は、2019年10月から2020年6月までの9カ月間。対象は中小小売店となっており、中小小売店だけでなく、コンビニエンスストアや外食、ガソリンスタンドなど大手系列のフランチャイズチェーン店もポイント還元策の対象です。ただし、ポイント還元率は、中小小売店の場合5%ですが、大手系列のフランチャイ

ズチェーン店では2%の還元となるので、利用時には確認が必要です。さらに、リアル店舗に限らずECサイトに出店している店も対象となるため、制度に参加するオンラインショップで買い物をする際は、リアル店舗と同様にポイント還元を受けられます。

この施策で注目すべき点は、消費税率引上げ分と同じか（フランチやイズチェーン店の場合）、それを上回るポイントが還元される（中小小売店の場合）ということです。実質的な値下げが一定期間行われると考えることもできます。

ちなみに、利用や還元の上限額はとくに決められていませんが、補助の対象外となる品目があります。自動車や住宅のほか、有価証券や郵便切手、商品券、プリペイドカードなども対象外です。冷蔵庫やエアコンなどの家電、ダインングセットやソファなどの家具は対象なので、購入の予定があるのであれば消費税率引上げ後に購入するほうが、



割安になるかもしれません。ポイント還元を実施する店には、左上のようなロゴが掲示され、一目で対象店が分かるようになっていきます。

マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント付与

ポイント還元策実施後の2020年夏〜秋ごろには、マイナンバーカードを活用した消費活性化策が実施される予定です。マイナンバーカードを取得し、専用のIDを保有する人がキャッシュレス決済の利用金額を一定額前払いすると、提携する店舗やオンラインショップなどで利用できる全国共通の「マイナポイント」が付与される方向性で議論が進められています。今後、制度設計が進むと思われ

ますので、皆さんもぜひ注目していきましよう。

消費税8%を維持

対象は飲食料品と新聞

これまでご紹介した経済支援策とは別に、低所得者の負担を軽減することを目的として、飲食料品と新聞に関しては、消費税の軽減税率制度により、8%に据え置かれています。

軽減税率の対象品目は、①酒類と外食などを除く飲食料品、②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞、となっています。

消費者にとって分かりにくいのが、①

【図表6】軽減税率制度における外食の定義

8% 「外食にあたらぬ」事例 ＝軽減税率を適用		10% 「外食にあたる」事例 ＝標準税率を適用	
テイクアウト	牛丼屋・ハンバーガー屋	店内飲食	
弁当・惣菜の持ち帰り販売	コンビニ	イトインコーナーでの店内飲食	
屋台での飲食料品の持ち帰り販売	屋台・フードコート	フードコートでの飲食	
有料老人ホームなどでの飲食料品の提供、学校給食など	給食・ケータリングなど	ケータリング・出張料理など	
出前・宅配	そば屋・ピザ屋	店内飲食	

※「テイクアウト」(8%)か「店内飲食」(10%)かは、販売事業者が、販売時点で、顧客に意思確認を行うことにより、判断することになる。

(出所)「政府広報オンライン」の資料を基に監修者作成

の飲食料品だと思われれます。野菜、魚、肉などの生鮮食料品、米など、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）はすべて対象となりますが、「外食」については実際に食事をする場所などによって定義が細かく分類されているので注意が必要です【図表6】。持ち帰り、宅配などは8%の対象となりますので、例えば弁当を買って、持ち帰って食べる場合は8%が適用となりますが、店内のイトインで食べると10%になります。

買い物をするときには、掲示されている値札を見て、それが税込か税抜かを確認します。税抜表示の場合で、軽減税率の対象かどうかははっきりしない場合は、店員に確認してから購入するとよいでしょう。

私たち消費者にとって、消費税率引上げは、同じ金額の買い物でも負担が増え、家計への影響が大きいものですが、こうした制度をきちんと理解して賢く利用するようにしましょう。